

## 指導者会員規約

一般社団法人日本コンディショニング協会指導者会員規約（以下、「本規約」とする）は、一般社団法人日本コンディショニング協会（以下、「本協会」とする）における、コンディショニングの指導に関する事項を定めます。

### 第1条（定義）

本規約を遵守すべき指導者とは、本協会が定めるコンディショニングインストラクター（以下、「CI」とする）、マスターコンディショニングインストラクター（以下、「MCI」とする）、ファーストコンディショニングトレーナー（以下、「FCT」とする）、コンディショニングトレーナー（以下、「CT」とする）、プロフェッショナルコンディショニングトレーナー（以下、「PCT」とする）のいずれかの認定資格を取得した方をいいます。

### 第2条（指導対象者）

1. CI、MCI、FCT、CTは、健常者への指導が可能です。高齢者への指導については、高齢者WSを受講した者は、バーバル（口頭）に限り指導可能です。
2. PCTは、健常者、特殊対象者（高齢者、中学生以下の子供、アスリート、医師から運動を許可されている有患者など）への指導が可能です。
3. ここで定める健常者とは、本条第2項に定められるような特殊対象者でなく、特定の疾患を抱えておらず日常生活にも支障がない者のことをいいます。

### 第3条（指導方法）

1. CIはバーバル（口頭）でのみ指導が可能で、コンタクトでの指導は禁止されています。
2. MCIは、バーバル（口頭）指導に加え、一部の種目をコンタクトで指導が可能です。
3. FCT、CT、PCTは、各講座で習得したコンタクトでの指導が可能です。

### 第4条（講演・講習について）

1. 講演とは、多人数を相手に話をすることをいいます。
2. 講習とは、知識および技術を指導し、参加者にその方法を教授することをいいます。
3. 指導者会員は第2条で定めた対象者に向けて、講演や講習を行うことが可能です。
4. 尚、実施の際には協会の認定指導者である旨を明記すること、事務局への事前連絡および許可が必須です。
5. 対象は、企業、教育機関、行政、各種運動施設、サークル、自社施設などです。
6. MCI、CT、PCTは、下記にある運動指導者向けの単発講演、単発講習を行うことが可能です。

(1) 健康運動指導士・健康運動実践指導者（健康・体力づくり事業財団認定）

(2) 公認スポーツ指導者・スポーツ少年団コーチ（日本スポーツ協会認定）

(3) スポーツ推進委員（市町村教育委員会・市区町村長嘱託）

7. 本条第 6 項が示す単発講演、単発講習では、参加者がコンディショニングの知識を学び、セルフコンディショニングを習得することを目的とし、コンタクト指導の技術を教授することは禁止です。

#### 第 5 条（禁止事項）

1. 当協会より提供された各講座における知識、技法、表現方法、その他これらに類する内容を用いた認定事業。
2. コンディショニングを指導する者の育成を目的とした事業、講演、講習。
3. 医療関係者、各種治療家向けの事業、講演、講習。
4. 商業施設（スポーツクラブなど）での講演、講習。

#### 第 6 条（メディア掲載について）

1. 書籍、雑誌、テレビ、ラジオなど各種メディアにおいて、コンディショニングに関する情報発信を行う場合には、当協会の認定指導者である旨を明記してください。
2. 本条第 1 項に定められたメディアへの情報発信を行う場合には、事務局への事前連絡および許可が必須です。
3. 原稿および掲載内容において要望があった場合、表現の確認をいたします。
4. 間違った表現があった場合は、修正を依頼します。

#### 第 7 条（服装）

指導および講演、講習の際には当協会の認定 T シャツを着用いただくことを推奨していません。

#### 第 8 条（言葉）

当協会は、リセットコンディショニングの表現において、誤解を生まないために使用してはいけない言葉を以下のように定めます。

1. ゆるむ
2. ほぐれる
3. 伸びる
4. ストレッチ
5. マッサージ
6. リリース
7. 柔らかくなる

#### 第9条（退会後について）

1. 所定の手続きにより当協会を退会した場合、認定資格は失効となります。
2. 当協会を退会した場合、以下のことは禁止となります。
  - (1) 当協会の資格を取得していることを第三者へ知らせること。
  - (2) 当協会から提供された内容を用いて第三者へ運動指導を行うこと。
  - (3) 当協会から提供された内容を用いて第三者へ情報発信を行うこと。
  - (4) 当協会から提供された内容を用いて事業を行うこと。
3. 本条第2項に違反し、トラブルが生じた場合、当協会は一切責任を負いません。

#### 第10条（情報開示について）

当協会に、第三者より所属会員に関する以下のような情報開示請求があった場合、本協会はそれに応じることがあります。

1. 会員サービスに則り、「お仕事紹介」の照会があった場合
2. 会員及び認定資格の照会があった場合

2023年3月8日制定